

社会福祉法人前橋市社会福祉協議会

次世代育成支援対策推進法に基づく
「一般事業主行動計画」

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日までの3年間

2 達成しようとする目標

【目標1】:「女性の育児休業取得率100%の維持を基本とし、男性の取得率50%以上とする。」

<具体的な取り組み>

職員に周知することで現在の女性職員の育児休業取得率を維持し、男性職員の育児休業取得率の向上を図る。

○令和8年4月～令和9年3月

総務課総務係を窓口とし、職員からの相談を受け付ける。

○令和8年4月

育児休業等制度について制度一覧表を作成・配布。

【目標2】:「正社員の残業時間を月平均3時間以内とする」

<具体的な取り組み>

各所属における職員の業務分担の見直しを定期的に行い、職員の業務量の平準化を図る。

○令和8年4月～令和9年3月

月ごとに時間外労働の平均を部署別に算出する。

○令和8年9月

時間外労働が多い部署に対して削減を呼びかける。